

# 非行少年の社会復帰支援

加藤 宇

1. はじめに
2. 社会復帰支援の内容
3. 社会復帰の課題
4. 社会復帰支援の課題と再非行
5. おわりに

## 1. はじめに

現在、日本で行われている非行少年の社会復帰支援には、教育支援、心理的ケア、就労・修学支援、医療・福祉機関や保健所など地域社会との連携など、さまざまな分野で取り組みが存在しています。例えば、少年院における社会復帰支援について、少年院法には、「少年院の長は、在院者の円滑な社会復帰を図るため、出院後に自立した生活を営む上での困難を有する在院者に対しては、その意向を尊重しつつ、次に掲げる支援を行うものとする。」（少年院法第44条）と規定しており、以下には、①適切な住居その他の宿泊場所を得ること及び当該宿泊場所に帰住することを助けること。②医療及び療養を受けることを助けること。③修学または就業を助けること。④前三号に掲げるもののほか、在院者が健全な社会生活を営むために必要な援助を行うこと。の4つが定められており、少年の社会復帰を支えている。

では、少年院以外でもさまざまな少年の社会復帰支援に向けた取り組みが行われているが、それにはどのような取り組みがあるのだろうか。また、少年の社会復帰について、現状抱えている問題どのような点が挙げられるのだろうか。

本稿では、非行少年の社会復帰支援の現状を検討しながら、問題点を探ってみることにしたい。

## 2. 社会復帰支援の内容

先述した通り、現在日本では非行少年の社会復帰支援としてさまざまな取り組みがされており、以下詳しく見ていく。

### (1) 教育支援

まず教育支援として、非行少年が中断した学業を再開できるよう、少年院や保護観察所では基礎教育や進学支援が行われている。通信制高校や定時制高校への進学をサポートする取り組みなども存在し、学歴や教育機会を確保するための支援として挙げることができる。また、社会復帰後の就労に向けた教育として、職業訓練校や資格習得を通じて実践的な技能の習得などを行っている。具体例として自動車整備や介護福祉といった職業指導及び資格習得が挙げられる。

### (2) 心理的ケア

次に、心理的ケアでは、少年が非行を行うに至った背景から考えられるトラウマや自己

肯定感の低さなどを改善するための支援が行われている。これは心理カウンセリングやグループセラピーなどを通じて行われ、少年自身が社会復帰への意欲を高めることができる効果などが期待できる。また、家庭環境も非行の要因において重要な観点であり、家庭環境の改善を、家庭療法を通じて行うことで、家庭内の問題解決を図る支援なども行われている。また、薬物依存やアルコール依存などの問題に対して、医療機関による専門的  
なりハビリプログラムの提供など、必要に応じて医療介入を行うことで身体的、精神的回復を目指している。

### (3) 就労・修学支援

就労・修学支援では、少年院をはじめ、法務少年支援センターや保護観察所、ハローワークや地方公共団体など多くの関係機関が全面的にサポートしており、非行少年が退所後に安定した仕事を得られるように、職業訓練や企業とのマッチングなどの支援を行っている。一部の企業では非行少年を受け入れるための試用期間やインターンシップを設けるといった取り組みも行われている。この企業などは協力雇用主と言い、法務省は「犯罪や非行を行なった者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする民間の事業主の方々のことである。」<sup>1</sup>と定義している。

さらに、地域との関わりとして、NPO や地域ボランティアを中心に日常生活の支援や相談窓口の提供なども行っている。これは、非行少年が社会との接点をもつきっかけとなり、社会からの孤立を防ぐことが目的である。

### 3. 社会復帰の課題

これまで挙げてきた社会復帰支援の取り組みには多くの課題が存在する。

第一に、支援を提供する機関や団体のリソース不足である。人材や資金が十分でないため、支援が必要な少年全員に対して、これらの支援が行き届いていないという懸念がある。これは特に地方で懸念される問題で、専門的知識を持ったスタッフが不足し、個別の支援が十分に行えないという問題がある。

第二に、地域社会や企業による受け入れ態勢の不足が挙げられる。これは、非行少年に対する偏見が根強く、一部の地域や職場で、彼らを受け入れることに抵抗を示すことなどから生まれる課題と言える。法務省の調査によると、令和 3 年時の協力雇用主の総数は 24,665 人であるが、そのうち実際に雇用をしている協力雇用主の数は 1,208 人と 5%にも満たない。これには先述したように、犯罪や非行歴をもつ人に対する偏見や、実際に雇用する場合の支援体制が整っていないことなどが挙げられる。犯罪や非行歴のある人を雇用する場合、彼らに対する特別なサポートや支援、指導などが必要な場合があり、そのような支援を企業内で行う体制が整っていないといった理由である。また、実際に雇用をしている協力雇用主の業種としては、肉体労働が中心で専門的知識を必要としない職種が多いため、未経験者でも受け入れやすい建築業や、工場など、特定の技術や資格を持っていれば、犯罪歴関係なく雇用することができる製造業などが一例として挙げられる。

第三に、家庭環境の問題が挙げられる。非行少年の多くは、経済的困窮や家庭内暴力、親の育児放棄やネグレクトなど、家庭環境においてさまざまな問題を抱えている。このよ

うな場合、家庭という存在が、非行少年の社会復帰を支える基盤となるどころか、むしろ問題を助長する要因となることがあります。家族全体を対象とした支援の不足が課題である。

第四に、これら支援が短期的なものにとどまり、長期的なフォローアップが不足していることも課題としてあげられる。少年院や保護観察所を退所した後の生活においても継続的な支援が必要ですが、現状ではそれが十分に行われていない。また、各支援機関同士の連携不足も指摘されている。少年院、保護観察所、また地域の支援団体が十分に情報共有を行わなければ、支援が途切れてしまうリスクが上がってしまうと言える。

最後に、再非行のリスクを減らすためのリスクを減らすための仕組みが十分に整備されていない点も課題として挙げられる。非行少年が社会復帰後も以前非行仲間と関わりを続ける場合や、不安定な生活環境に戻る場合、再び非行に走るリスクが高まると言える。これを防ぐためには、非行少年が新しい人間関係を築き、安定した生活基盤を持つための支援が求められる。

#### 4. 社会復帰支援の課題と再非行

先述した社会復帰における課題と再非行の関係を、以下、さらに深く掘り下げていく。

少年の非行について、家庭環境が非行少年に大きな影響を与えていることは、サマザナ研究で指摘されている。親のネグレクトや虐待といった家庭内暴力、経済的困窮や家族間のコミュニケーション不足といった要因は、根本的に解決がされなければ、非行少年が退所後に再非行へ走ってしまうリスクは非常に高いと言える。このような支援が不十分な

場合、少年は拠り所をなくすことになる。そこで少年は自分を認めてくれる場所として過去の仲間や環境へ戻る傾向が指摘される。これらは特に社会的孤立や退所後の新しい生活に順応できない場合に現れ、再非行のリスクを高めると考えられる。支援の途絶は非行少年を孤立させることにつながる。継続的な支援を行うことができなくなった場合、非行少年は社会において孤立し、その結果先述した懸念が実現することにつながる。また、就労支援においては、協力雇用主の登録数に対して、実際に雇用している協力雇用主に数は5%にも満たない点を指摘した。これは再非行防止の観点から最も重要な課題であると考えられる。これは、刑務所の再入所者のうち約7割が再犯時無職であったことから指摘できる。また、安定して仕事に就いた人に比べて仕事のない人の再犯率は約3倍であることから、再犯と就労には大きな関係があることがわかる。

## 5. まとめ

非行少年の社会復帰支援は、多岐にわたる取り組みが行われている一方で、偏見やリソース不足、制度の未発達といった多くの課題を抱えている。これらの課題を解決するためには、長期的な支援体制の構築、一人ひとりに合わせた個別対応、地域社会や企業の理解を促進する啓発活動は必要不可欠である。さらに、支援機関同士の連携を強化し、少年が安心して社会に溶け込むための包括的な支援を実現することが求められている。その中で、再犯防止の観点からみると、最も大きな課題は就労支援であると私は考える。先述で指摘した通り、再犯と就労の関係は非常に大きいことから、非行少年が退所後に安定して社会に復帰していくためには必要不可欠な要素であり、これに伴って企業の非行少年に

対する根強い偏見などが改善され、または改善されるためにさまざまな取り組みを行うことが、今後の社会が取り組むべき課題であると考える。

---

<sup>1</sup>法務省のホームページ<[https://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo02\\_00030.html](https://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo02_00030.html)>2025

年1月16日閲覧)参照。(2ページ20行目)